

不利益処分の内容	補償の制限		
根拠法令及び条項	鳥取市消防団員等公務災害補償条例第 19 条		
担 当 課	危機管理課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、公務、消防作業等若しくは救急業務に係る負傷、疾病、障害若しくは死亡若しくはこれらの原因となった事故を生じさせ、又は公務、消防作業等若しくは救急業務に係る負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、損害補償の一部又は全部を行わないことができることとされている。 ここで、「故意の犯罪行為又は重大な過失」とあるのは、一般的には、次のような場合をいう。 1 法律、命令等に定める危害防止に関する規定に違反して事故を発生させた場合 2 従事場所における安全上とられた事項が一般的に遵守されているにもかかわらず、これに違反して事故を発生させた場合 3 指揮命令権者の事故防止に関する注意若しくは公務遂行上の指揮監督が一般に遵守され、又は励行されているにもかかわらず、これに従わないで事故を発生させた場合 不利益処分の内容は、次のとおりとする。 1 故意の犯罪行為又は重大な過失により、公務、消防作業等若しくは救急業務に係る負傷、疾病、障害若しくは死亡若しくはこれらの原因となった事故を生じさせたときは、（支給すべき休業補償、傷病補償年金、又は障害補償の金額からその金額の 100 分の 30 に相当する金額を減ずることができる（療養を開始した日から 3 年以内の期間に限る。）とされている地方公務員災害補償法の規定に準拠する。 2 正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、公務、消防作業等若しくは救急業務に係る負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、その 1 回につき、休業補償を受ける者にあつては 10 日間（10 日未満で補償事由が消滅するものについては、その補償事由が消滅する日までの間）についての休業補償を、傷病補償年金を受ける者にあつては傷病補償年金の 365 分の 10 に相当する額の支給を行わないこととされている地方公務員災害補償法の規定に準拠する。			

危機 1 - 2

不利益処分の内容	支払調整による不支給決定		
根拠法令及び条項	鳥取市消防団員等公務災害補償条例第 23 条、第 23 条の 2		
担 当 課	危機管理課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
補償の支払い事務と受益者の便宜を図るため、補償の支給を停止すべき事由又は減額して改定すべき事由があるにもかかわらず、停止又は減額がなされずに支払われた場合、休業補償又は障害補償が支払われるべきところを傷病補償年金が引き続き支払われた場合、傷病補償年金又は障害補償が支払われるべきところを引き続き休業補償が支払われた場合には、当該過払をその後に支払われるべき補償の内払とみなして調整することとされている。 また、年金たる補償の受給権者が死亡したためその支給を受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該年金たる補償の過誤払が行なわれた場合において、その過誤払による年金たる補償を返還すべき者に支払うべき他の補償があるときは、支払うべき補償の金額を、過誤払による返還金債権の金額に充当することができるとされている。具体的には、これらの調整を行なう必要が生じたそれぞれの事由についての要件確認を行う。 なお、将来支払うべき補償がない場合の過払や、単なる計算違いによる過払等については、返還を請求する。			

危機 1 - 3

不利益処分の内容	損害賠償との調整による減額支給等		
根拠法令及び条項	鳥取市消防団員等公務災害補償条例第 24 条		
担 当 課	危機管理課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
損害賠償との調整による減額支給等は、次に掲げるときに当該損害賠償を受けた限度において、この条例に基づく損害補償を減額する。			
1 補償を受けるべき者が、同一の事由について他の法令（条例を含む。）の定めるところによる療養その他の給付又は補償を受けたとき。			
2 補償の原因である災害が第三者の行為によって生じた場合において、当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたとき。			

不利益処分の内容	不正受給者に対する返還要求		
根拠法令及び条項	鳥取市消防団員等公務災害補償条例第 28 条第 2 項		
担 当 課	危機管理課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準	偽りその他不正の手段により損害補償を受けた事実が確認されたとき。		